

◎ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融<sub>厚生労働省</sub>告示第七号）の特例の読替表

【第一条関係】

読 替 後	読 替 前
<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調整勘定</u>、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、<u>為替換算調整勘定</u>、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当</u></p>

<p>2 一〇五 (略)</p> <p>(基本的項目)</p> <p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>	<p>2 一〇五 (略)</p> <p>(基本的項目)</p> <p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>
--	---

◎ 労働金庫法施行規則第九十七条第二項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第五号）の特例の読替表【第二条関係】  
 金融監督庁  
 労働省

読替後	読替前
<p>労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・厚生労働省告示第 号）第一条の規定により読み替えて適用する労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>	<p>労働金庫及び労働金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>

◎ 労働金庫法施行規則第百条第四項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第七号）の特例の読替表【第三条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・厚生労働省告示第 号。次項において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」</p>	<p>1 労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」</p>

という。)に金庫の関連会社(労働金庫法施行規則第九十九条に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3  
(略)

という。)に金庫の関連会社(労働金庫法施行規則第九十九条に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3  
(略)

◎ 労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年<sup>金融</sup>厚生労働省<sup>庁</sup>告示第一号）の特例の読替表【第四条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(定義)          第一条 この告示において使用する用語は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁・厚生労働省告示第 号）第一条の規定により読み替えて適用する労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)          第一条 この告示において使用する用語は、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>